

静岡県公立大学法人特殊勤務手当に関する細則

平成 19 年 4 月 1 日 細則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、静岡県公立大学法人職員給与規程（平成 19 年規程第 2 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき、特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の種類)

第 2 条 特殊勤務手当の種類は、放射線取扱手当とする。

(放射線取扱手当)

第 3 条 放射線取扱手当は、法人の職員が放射性同位元素を使用する教授又は研究指導に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1 日につき 360 円とする。

(勤務日数の計算方法)

第 4 条 勤務日数は暦日によって計算する。

(支給額の減額)

第 5 条 1 日における第 3 条に規定する業務に従事した時間が 4 時間に満たない場合は、当該手当の日額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。

(手当の支給方法)

第 6 条 手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

(実績簿)

第 7 条 理事長は、職員が第 3 条に規定する業務に従事したときは、様式第 1 号の特殊勤務実績簿を作成し、これを保管しなければならない。

(雑則)

第 8 条 この細則の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号

特殊勤務実績簿

職 氏

名

直接 監督 者印	従事 月日	手当 の 種類	作業 内容	従 事 時 間 数		支 給 割 合					従事 者印	備考
						100 分の 100	6分 の5	6分 の4	100分 の50	100分 の25		
				時間	分							

備考

- 1 この実績簿は、手当の額が、日、時間又は回数等を単位として定められている場合に使用する。
- 2 従事時間数は、分まで記入すること。
- 3 支給割合は、○印等で記入する。